

平成十八年六月九日受領  
答弁第二八八号

内閣衆質一六四第二八八号

平成十八年六月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務審議官、外務省欧州局長、外務省アジア大洋州局中国課長等外務省幹部が  
報道関係者より受けた贈与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務審議官、外務省欧州局長、外務省アジア大洋州局中国課長等外務省幹部が報道関係者より受けた贈与に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの発令日は、西田恒夫外務審議官が平成十七年八月二日、塩尻孝二郎大臣官房長（以下「塩尻官房長」という。）が平成十七年一月四日、原田親仁欧州局長が平成十七年八月二日及び泉裕泰アジア大洋州局中国課長が平成十六年四月五日である。

二について

外務省において確認できる範囲では、御指摘の職員がそれぞれ現職に発令された日から平成十八年三月三十一日までの間に受けた、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定に基づき五千円を超える贈与等又は報酬の支払に係る報告のうち、報道関係者に係るものは、塩尻官房長が提出した四件であり、その贈与等又は報酬の合計は四万五千円である。

三について

外務省として、二について述べた塩尻官房長に係る贈与等又は報酬については、国家公務員倫理法第

六条第一項の規定に基づき贈与等報告書が提出されていることもあり、特段問題があるとは考えていない。